



11月に入って、まさかの夏日が記録されています。東京では、11月の最高気温が100年ぶりに更新されたそうです。中社はビルの一番上の南向きで日当たりがよく、最近でも昼間は30℃近い室温をたたき出します。その上、全館空調で暖房に切り替わってしまい冷房が入らないため、衣替えを終えたはずの半そでをまた引っ張り出して日々過ごしています。



1. 社会保険



●130万の壁、Q&A!

～「事業主の証明書」公開～

→130万(60歳以上等の場合は180万)の壁を意識して収入を調整せざるを得ないパート・アルバイトのみなさんへ、**一時的な収入増**の場合は事業主が証明をすることで130万以上となっても被扶養者のままでいられる**特例(令和5年10月号参照)**が開始されています。この特例のQ&Aが発表されました。

【130万の壁Q&A】

・一時的な収入変動とは?

残業等による収入増が該当(被扶養者のままでok)。例えば他の従業員の退職や突発的な大口案件で業務量増等は該当。**恒常的な手当のアップ**は該当せず。

・対象者は?

配偶者のみならず社会保険の**被扶養者(子など)**や、新たに被扶養者になる方が対象。雇用契約書等で**恒常的に年収130万以上**の場合は特例の対象外。

・シフト制の場合は?

一時的な勤務増による収入増の場合は特例の**対象**。

・国家・地方公務員共済、私学共済の被扶養者は?

上記基準と同様に判断。

■「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159348.pdf>

2. 労働条件

●モデル労働条件通知書、公開!

～来年の4月から、変更要～

→**R6.4.1**から、入職時等に交わす労働条件通知書に記載しなければならない**項目が追加**されます(令和5年2・7月号参照)。どの企業も、みなさん対応が必要になります。

【労働条件通知書への追加項目】

| | 契約締結時 | 更新時 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| (無期・有期) | | |
| ①就業の場所・業務の 変更の範囲 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| (有期) | | |
| ②更新 上限 の有無と内容 (※更新上限を新設・短縮時は理由の 事前説明 が必要) | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ③ 無期転換申込 機会、無期転換後の労働条件 (※無期転換申込権が発生する契約の更新時。 1年契約の場合、6年目以降の契約更新時。) | | <input type="radio"/> |

★無期転換とは?

有期の契約が**5年を超えて更新**された時、労働者に**無期転換申込権**が発生。労働者がこの申し込みをすると、**有期→無期**へ変更。事業主に拒否権はなし。

→①について、就業の場所や業務が多い場合は「**企業の定める営業所・業務**」として、変更の可能性のある**一覧表**を添付する対応が現実的になりそうです。

■モデル労働条件通知書(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001156118.pdf>

今月のピックアップ



●国民年金、65歳未満まで納付に! ? ~5年延長~

20歳~60歳未満まで納付とされている納付期間を、**~65歳未満まで引き上げる**という議論がされています。年金の財源を増やすことが目的のようですが、反発も予想されます。

●しわ寄せ防止キャンペーン月間~R5.11~

適正なコスト負担を伴わない短納期発注等といった**しわ寄せ**を防止する月間です。下請法等違反が疑われる場合は、厚生労働省から公正取引委員会等への**通報**の対象になります。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦1-20-25

広小路YMDビル10F

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

